

令和元年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和元年5月30日(木)13:30~15:30
高知城ホール2階「くすのき1」

1 開会 (13:30 ~)
農業政策課長挨拶

2 議事
中山間地域等直接支払制度の最終評価について (13:35 ~)
内容説明：農業政策課

3 閉会 (15:30)



令和元年度

第1回高知県農業経営・生産対策に関する第三者委員会

配布資料

中山間地域等直接支払制度の最終評価について

日時：令和元年5月30日（木）13：30～
場所：高知城ホール2階「くすのき1」

農業政策課

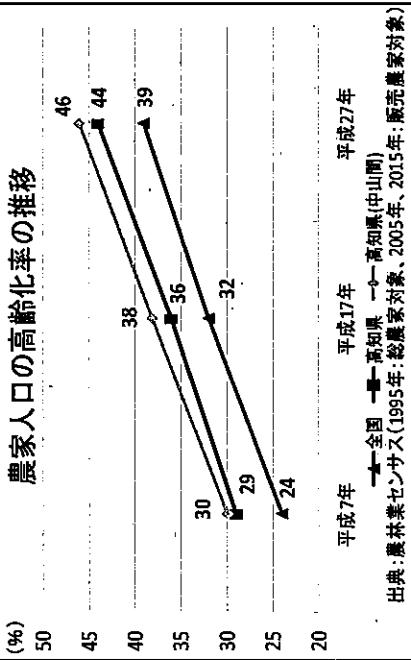
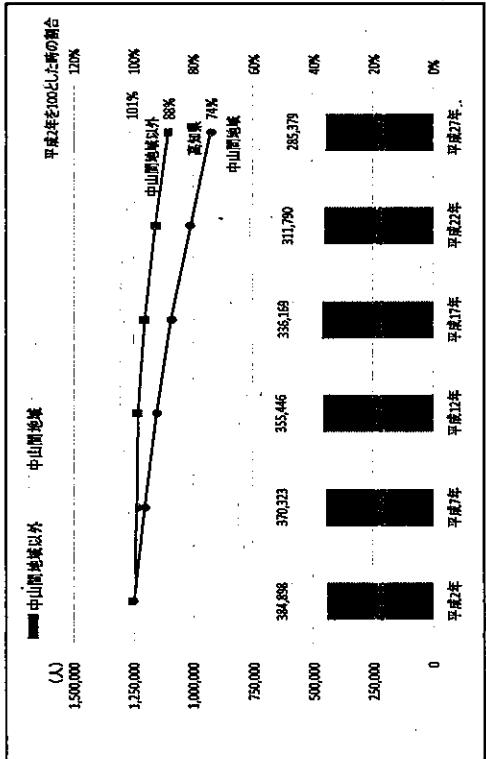


1. 高知県における中山間地域の現状と課題

中山間地域



高知県の人口



項目	区分	年	次	単位	計	都農業地	市農業地	中農業地	山農業地	山間農業地	経営耕地面積の立地条件	
						ha	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	ha
全 国	2015(H27)		%		3,062,036	453,690	1,451,366	855,513	301,467	1,156,980	(37.8)	(9.9)
高 知 県	2015(H27)		%		17,415	2,000	3,025	5,488	6,902	12,390	(71.1)	(39.6)

2. 高知県の中山間地域等直接支払制度の実施状況

《第1期対策、第2期対策》

・制度の推進により、交付面積は年々増加し、2期最終年度には過去最高となる。

《第3期対策》

・期の変わり目では、農業者の高齢化や減少により、集落協定数・交付面積ともに減少となるが、3期最終年度には、ほぼ回復。

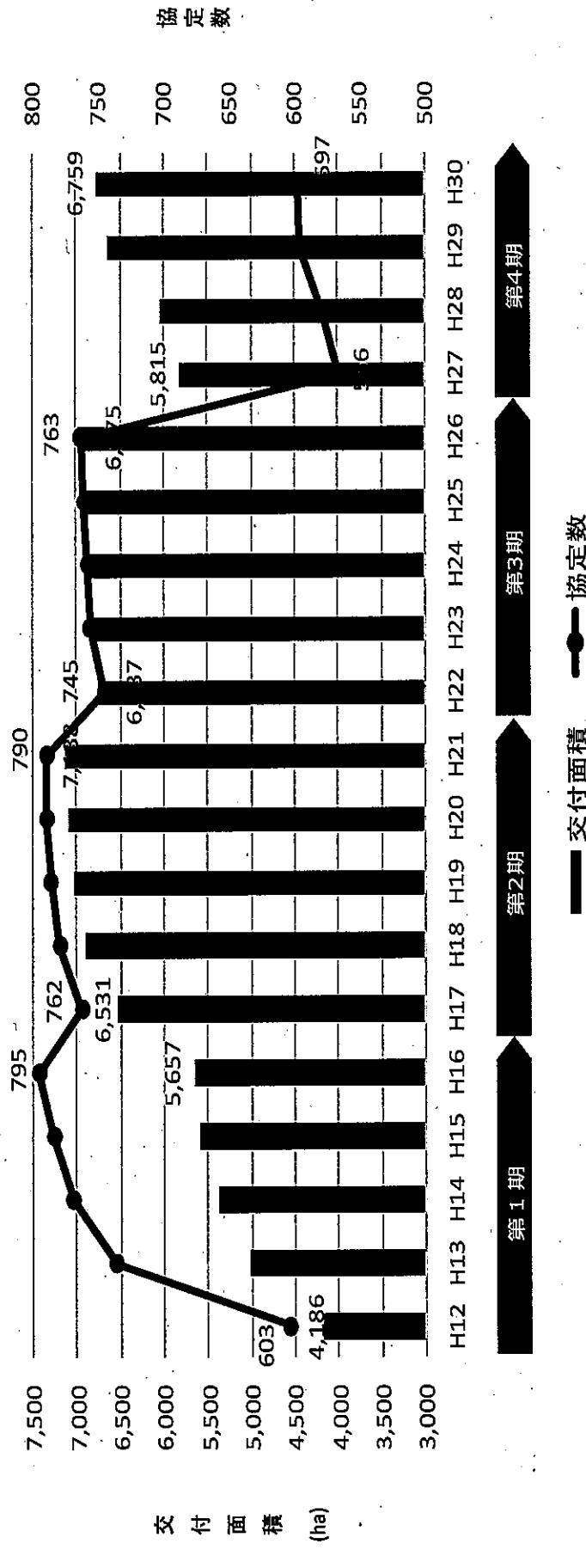
《第4期対策》

・4期対策初年度の平成27年度では、農業者の高齢化や取りまとめ役の不在などの理由により、制度の継続を断念した集落（89協定）や取組面積を大幅に縮小した集落が増えたことから、交付面積が1,160ha減少。

・その後、県・市町村の積極的な推進活動により、4期当初より944ha増え、交付面積が一定回復。

・加えて、集落連携・機能維持加算や超急傾斜農地保全管理加算の推進により、交付金額も過去最高の10億4千万円

高知県における実施状況



3. 第4期対策における取組状況

推進方針

- ◆大幅な協定面積の減少となつた第4期ショックの実態を把握し、再締結等に向けた対策を講じるとともに、新規協定の掘り起こしや超急傾斜農地保全管理加算の推進など、制度の維持・拡大に取り組む。
- さらに、協定の地域化や事務支援の体制整備などの取組を強化し、持続可能な農地維持の仕組みの再構築を図る。

主な推進活動

○第4期ショックの実態把握と対策

- ・継続を断念した協定や大幅に面積が減少した協定の対策を講じるために、実態調査を実施
調査対象110協定（協定を廃止した75協定、大幅に面積が減少した35協定）

集落協定実態調査を基に、廃止協定や面積減少の多い市町村を重点支援

⇒協定の再締結等に向けた取組を支援

○課題解決に取り組む市町村を重点支援

- 新規掘り起こしや加算措置面積の拡大に取り組む市町村を重点支援
⇒制度の周知活動やきめ細かな対応、また財政面でも取組を支援

- ・未実施の緩傾斜農地や高齢化率等の高い集落での新規協定の掘り起こしを推進
・4期対策から創設された超急傾斜農地保全管理加算等の周知活動の強化

○協定の地域化の推進

- 集落連携・協定立域化の取組への心的ハードルを下げる取組の実施
⇒既存の広域協定の取組紹介、各地にモデル地区を整備

- ・既に集落の垣根を越えて連携している地区をターゲットに推進

○中山間地域を支える仕組みの再構築を推進

- 地域の活力を維持し、持続可能な農地維持の体制の再構築
⇒地域にあつた体制づくりを積極的に提案

- ・集落営農や中山間農業複合経営拠点等の取組の推進を支援
・地域化の推進と併せて事務人材の確保、事務の集約化・省力化を推進
・市町村との連携・協調を深め、市町村事務の簡素化につながる取組を支援

H30年度までの状況

- ◆協定数
H27:5,666協定 ⇒ H30:5,977協定
(新規49、広域化170→49)
10割協定:2,788協定 (43%)
8割協定:3,119協定 (53%)

- ◆交付面積
H27:5,815ha ⇒ H30:6,759ha
(+944ha)

- ◆交付金額
H27:888百万円 ⇒ H30:1,037百万円
(+149百万円)

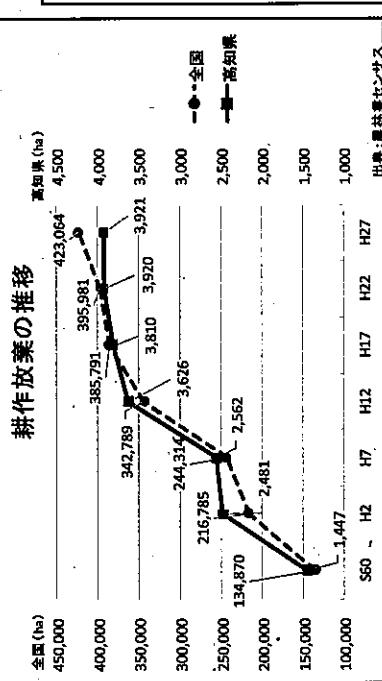
- ◆集落連携・機能維持加算
H30:3,777協定、1,851ha
(交付面積の27%)

- ◆超急傾斜農地保全管理加算
H30:1,444協定、1,323ha
(対象見込み農地の約50%)

4. 中山間地域等直接支払制度の効果

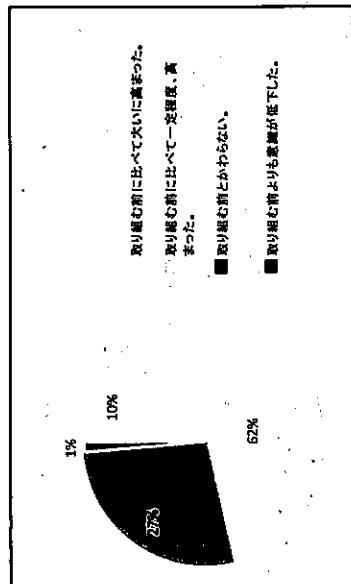
直営的な効果

- ◆生産基盤の維持
 - ・本制度の始まり平成12年から、耕作放棄地の増加速度は鈍化しており、農用地の維持につながっている。
 - ・多面的機能支払と連携し、水路の泥上げ、農道法面の草刈りを行つなど、農道、水路等の適切な管理につながっている。



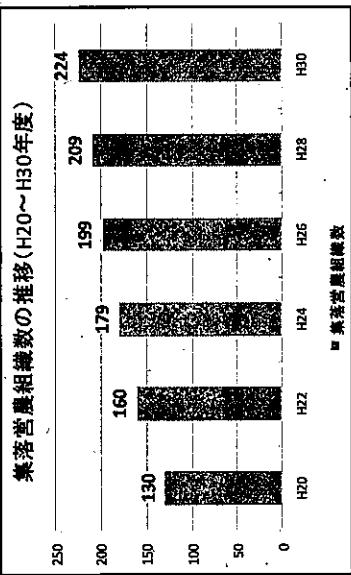
耕作機能の維持

- ◆中間年評価の際のアンケート結果では、「集落の協働意識」が取り組む前と比べて高まったとする協定が約7割を占めるなど、集落機能の維持やコミュニティの活性化につながっている。



集落農の拡大

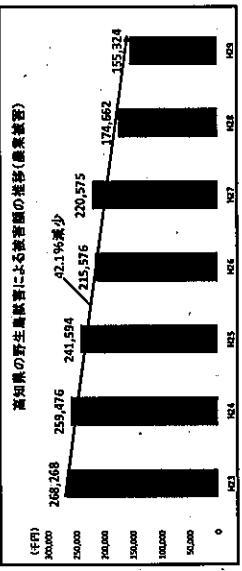
- ◆県内の224の集落営農組織のうち、173組織が協定と連携。
- ・共同利用の機械購入費用に交付金を活用することで、集落営農の組織化が進んでいる。



間接的効果

鳥獣被害の減少

- ◆57協定のうち196協定で防護柵・ネットの設置などに取り組んでおり、鳥獣被害の減少につながっている。



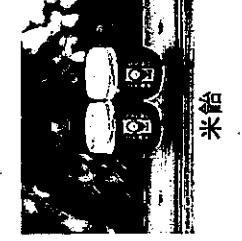
高収益作物の拡大

- ◆27協定200haでエズ、四方竹、シキミ、イタドリなどの高収益作物を導入するなど、農家所得の向上につながっている。



次産業化・女性の活躍の場の拡大

- ◆40協定で生産した農産物を女性グループなどが主体となって加工・販売するなど、女性の活躍の場の拡大につながっている。



高知県 最終評価結果書(抜粋)

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	30	市町村	(2) 協定数	597	協定	うち集落協定	596	協定	うち個別協定	1	協定】
(3) 交付面積	6,759	ha	集落協定参加者数	13,698	人	【対象農用地面積	10,718	ha	交付面積率	63.1	%】
			【協定締結面積	6,760	ha	協定締結面積率	63.1	ha】			
			【地目別交付面積内訳	田 :	5,142	ha	畠 :	1,547	ha】		
				草地 :	6	ha	採牧放牧 :	65	ha】		
(4) 交付金額	1,036,964	千円	うち共同取組活動分 :	415,347	千円	うち個人配分分	621,618	千円】			

2 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

市町村の評価

区分	総合評価の結果	市町村数
A	おおいに評価できる	6
B	おおむね評価できる	18
C	やや評価できる	5
D	さほど評価できない	
E	ほとんど評価できない	
F	全く評価できない	
G	その他	1

評価区分	総合評価面
B	<p>中山間地域等直接支払制度は、県土の93%を中山間地域が占める本県にとって、中山間地域の農業生産活動を下支えする大変重要な制度である。本制度の活用により、「耕作放棄地の防止」及び「農道・水路の維持管理」による生産基盤の維持、「集落機能の維持」、「鳥獣被害の防止」などの効果が現れている。このことに加え、「機械の共同利用をきっかけとした集落営農組織の設立」、「高収益作物の拡大」、「6次産業化の取組」にもつながっている。</p> <p>また、本県で取組を行っている多くの協定が、本制度の継続を望んでいる。</p> <p>しかしながら、高齢化、取りまとめ役の不足、後継者・担い手の不足などが問題となっており、令和2年度から5年間継続して活動することを不安に感じている地域が多くある。</p>
○	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
	② 一定期間、安定して交付金が交付された
○	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
○	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
○	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
○	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
	⑫ その他の効果【】
	⑬ 効果なし

3 第1期対策から第4期対策までの効果等

事項		変化等の詳細や変化等があつたと考へる理由
○	① 耕作放棄地の発生が防止された	本制度が始まった平成12年度以降、耕作放棄地の増加速度は鈍化しており、農用地が維持できている。
	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	
○	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	地域での話し合いが増えたことで協働意識が向上し、水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった。
○	④ 鳥獣被害が防止された	共同活動での鳥獣防護柵・ネット設置などにより、近年では鳥獣被害が減少しており、営農意欲の向上につながっている。
	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	
○	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	地域に耕作者が集まる組織が少なかったが、協定を締結することにより、耕作者同士の話し合いや、地域の交流が活発になり、集落営農の組織化につながっている。
	⑦ 担い手への農地集積が進んだ	
○	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	農業機械の共同利用により生産性が向上するとともに、集落営農の組織化にもつながっている。
	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
○	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	ユズや四方竹など高収益作物の導入や、加工販売の取組を行う協定が増えている。また、女性グループなどが活動の中心となっており、女性の活躍の場が拡大している。
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
	⑮ その他	

都道府県第三者委員会の意見

4 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

項目		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	高齢化により、令和2年度からの5年間の継続的な活動について不安を感じている農業者が増えており、協定参加者は減少している。そのため、制度の周知と活動の重要性などを理解していただく必要がある。
	○ ② 担い手の不在	高齢化により、担い手となる人材が不足しているため、新規就農者確保の取組や広域化を図ることで、新たな人材を確保できるよう推進する必要がある。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	活動の開始時から中心的な役割を同じ人が担っていることが多く、次に中心となる人材を育成できていないことから、協定の広域化により事務負担を軽減する必要がある。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	山間地域では未整備の農道・水路が多く、また、急斜面の草刈り作業などの農地の維持管理に多大な労力を要している。そのため、基盤整備や作業委託などの地域にあった対策を検討する必要がある。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	鳥獣被害は農業者の意欲低下につながることから、共同活動による鳥獣防止柵・ネットの設置など、鳥獣被害の防止を図る必要がある。また、本制度だけではなく他事業を活用した被害防止対策の提案も必要となっている。
	○ ⑥ 農業収入の減少	
	○ ⑦ 農作業の省力化	
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	協定組織は、5年間の協定期間に返還が必要となる状況になるのではと常に不安を抱えている。返還になる事例や、返還の免責になる事例などについて、正しく理解していただくため、制度の周知を図る必要がある。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	
	○ ⑭ 事務負担の軽減	多くの協定の代表者が高齢化していることや、パソコンを持っていいる農業者が少ない場合もあり、事務作業が負担となっている。事務委託などの方法もあるが、委託先が行政書士等に限られているため、事務委託ができていない。
	○ ⑮ その他	
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

5 取組の評価と今後の取組方針

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	本制度により、農道・水路の維持管理がしっかりと行われていることから耕作放棄地の防止につながっている。また、維持管理を容易にするため、多面的機能支払交付金や基盤整備事業を活用した農道・水路の整備などを提案していく。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	多くの協定が担い手の不足や、核となる人材がないことが課題となっている中、担い手の確保に9協定、新規就農者の確保に19協定しか取り組んでいない。そのため、人材確保の優良事例を紹介するなどにより、多くの協定に人材確保の取組を行っていただき、将来にわたって農地が維持できる体制づくりを推進していく。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	地場農産物の加工・販売に40協定が取り組んでおり、特に、加工は女性の活躍の場にもなっている。また、広域化を行っている協定では、地域の核となる組織が中心となって、6次産業化の取組を行っていることが多いことから、協定の広域化を推進していく。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	中間年評価の際に行った協定向けのアンケート結果では、約7割の協定が取組を行う前よりも協働意欲が高まったとの回答から、集落機能の維持やコミュニティの活性化につながっており、令和2年度からの対策についても継続する必要がある。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	集落営農組織と連携している協定が173協定あり、機械の共同利用などの取組強化が行われている。しかしながら広域化については現在37協定と伸び悩んでいるため、地域の核となる組織を中心とした広域化を推進していく。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	本県の山間地域は超急傾斜農地が多く、超急傾斜農地保全管理加算により農業者の営農意欲が向上し、保全管理が行われている。しかしながら、高齢化により維持管理が厳しい農地も出てきているため、作業委託や協定の広域化など、地域に合った推進方法を検討する。
⑦ その他(省力化等)	現在省力化を行っている協定はないが、ローンを活用した省力化を予定している協定がある。高齢化や担い手不足の状況では、草刈り作業や農薬散布の省力化などのスマート農業の取組が効果的と考えられるため、省力化の事例を紹介するなどにより、取組を推進する。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	本県平均して60%が個人配分、40%が共同取組活動費となっている。また、役員報酬、農道・水路の維持管理や、農地の法面の管理、鳥獣防止柵・ネットの設置等に多く活用されている。 今後、広域化を進めるため、地域の核となる組織と連携を図り、機械の共同利用などの活用を推進していく。
都道府県第三者委員会の意見	